

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します（違反公表制度）

違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を伊勢崎市のホームページで公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店・百貨店等、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

公表の方法

伊勢崎市のホームページへ掲載します。

公表する主な内容

- ① 建物の名称 ② 建物の所在地 ③ 違反の内容

建物関係者の方へ

消防法令違反対象物の大半が無届の増築や接続です。建物の増改築、用途変更等を検討する際は、事前に相談しましょう。

制度の開始時期は、平成30年4月1日です。